

平成 27 年（行ウ）第 16 号 怠る事実の違法確認等請求事件

原 告 光城敏雄 外 4 名

被 告 大東市長

補助参加人 株式会社オオヨドコーポレーション

準 備 書 面 (4)

平成 3 0 年 1 月 1 0 日

大阪地方裁判所

第 2 民事部合議 1 係 御中

補助参加人株式会社オオヨドコーポレーション

訴訟代理人弁護士 谷 村 和



同 飯 島 敬



同 石 田 登 良 夫



同 谷 村 慎 哉



主張整理案 13 頁 (補助参加人の主張) に、次の既述を追記していただきたい。
(イは、下線部)

「イ ～一般的に行われているほか、補助参加人も他市でも行っている行為であって (丙 1～4)、殊更に積算根拠を～」

「ウ 原告らの主張は、本件入札について、富田建設、三住建設、補助参加人の 3 社のみが意思を通じれば談合が成立することを前提とするものであるが、原告ら自身、本件入札参加資格を有する業者が市内で 5 社、市外で 8 6 社にものぼることを認めており (原告準備書面(9) 5 頁)、この状況下で、そもそも 3 社のみで談合が成立することはあり得ない。【補助参加人③ 2】」

以 上